

役員候補者選考規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ホッケー協会（以下「本協会」という。）の理事、監事（以下「役員」という。）を選任する総会に、理事会が議案として提出する役員候補者の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員候補者選考委員会)

第2条 理事会は、役員候補者のうち、理事会において役員候補者として総会に提案する者を選考するために、役員候補者選考委員会を設置する。

2 役員候補者選考委員会は、理事会から独立した諮問委員会として、役員候補者の資質及び能力を適切に確認・判断し、多様な意見を反映できる役員構成の実現を図ることをその任務とする。

3 理事会は、役員候補者選考委員会から役員候補者につき答申を受けたときは、その者を役員に選任する旨の議案を総会に提出することを決議するものとする。但し法令又は定款に定める役員の欠格事由に該当する場合その他特段の事情がある場合はこの限りではない。

(役員候補者選考委員)

第3条 役員候補者選考委員会の委員は、この規程の定めに従い理事会が選任する。

2 役員候補者選考委員会の委員の任期は、就任の日からその後最初に到来する役員の選任に係る総会の終了時までとする。

第2章 役員候補者選考委員会

(役員候補者選考委員)

第4条 役員候補者選考委員会の委員構成は以下の(1)～(3)を含む7名以内とし、かつ、女性委員を2名以上とする。

(1) 会長

(2) 有識者から3名

(3) 正会員から1名

(役員候補者選考委員会の運営)

第5条 役員候補者選考委員会の委員長は、委員の互選により選出する。

2 役員候補者選考委員会は、委員長が招集する。ただし、前項の規定による互選がなされる前は理事会が招集する。

3 役員候補者選考委員会の議長は委員長が務める。

4 役員候補者選考委員会の定足数は過半数とし、委任等による代理出席は認めない。

5 役員候補者選考委員会の決議は、委員会に出席した委員の過半数をもって行う。但し委員は自らを役員候補者とする決議に参加することができない。

6 役員候補者選考委員会は、役員候補者を決議したときは、その内容を速やかに理事会に答申する。

(理事候補者の推薦)

第6条 理事、監事、都道府県ホッケー協会又は定款第5条(1)イに記載の関連団体は理事会に対し理事候補者を推薦できるものとする。

2 事務局は、公募による者の中から本協会の理事としての資質・能力を適正に審査し、理事会に対し理事候補者を推薦できるものとする。

3 理事候補者推薦書提出の締切日は、改選が行われる年の2月末とする。

4 推薦書には下記のを添える。

(1) 候補者の略歴

(2) 候補者と本協会との関係

(3) 候補者の兼職状況

(4) 再任の場合には役員としての活動状況

(役員候補者の選考基準)

第7条 役員候補者選考委員会は、役員候補者を選考するにあたり、スポーツ庁策定の「スポーツ団体ガバナンスコード(中央競技団体向け・令和元年6月10日、令和5年9月29日改定)」原則2に規定する事項を踏まえた多様な意見を反映できる役員構成とするものとし、次の各号に定める基準を尊重しなければならない。

(1) 外部理事25%以上、女性理事40%以上の比率を目指し、アスリート出身者を1名以上確保するものとする。

(2) 就任時において、理事においては満70歳未満であること。ただし、理事になる者のうち1名は選任時において75歳未満であればよいものとする。

(3) 新陳代謝を図るため、在任期間が連続して10年を超えることがないこと。在任期間が10年に達した者については、再び選任されるまでに少なく

とも4年（2期分）を経過する必要があること。

(4) ホッケー又はそれ以外のスポーツ、経営全般、法律、会計、財務、国際等の分野において、専門的な知識又は経験を有するとともに、遵法精神に富んでいること。

(5) 理事会への出席その他本協会の運営に対する積極的参加が見込めること。
2 前項第3号の規定にかかわらず、下記の各場合には1期又は2期に限り再任することを妨げない。

(1) 当該理事がIFの役職者である場合

(2) 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際競技大会に向けた競技力向上を始めとする中長期基本計画等に定める目標を実現する上で、当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づく場合。なお、当該理事の実績、特別事情の有無等は客観的な視点から評価するものとする。

(附則)

本規程は、令和4年2月28日から施行する。(令和4年2月28日理事会 決議)

改正 令和5年5月27日

令和5年11月28日